

国立大学法人島根大学と国立大学法人滋賀大学との 包括的連携に関する協定書

(目的)

第1条 本協定は、国立大学法人島根大学（以下「島根大学」という。）と国立大学法人滋賀大学（以下「滋賀大学」という。）が、包括的な連携のもと、両者の強みや特色を活かして教育、研究、地域貢献等の分野において広く連携し、教育、研究の質の向上を図り、もって社会の発展及び人材育成に寄与することを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 島根大学と滋賀大学は、次の事項について連携・協力する。

- (1) オンラインによる遠隔授業・講義等を活用した単位互換等、教育に係る連携に関すること。
- (2) 研究に係る連携・強化に関すること。
- (3) 地域貢献に係る教育、研究の連携に関すること。
- (4) 学生及び教職員の交流に関すること。
- (5) その他前条の目的に資すること。

(協議事項)

第3条 本協定の実施に関し、連携・協力の細目等の具体的な事項については、両者協議のうえ定めるものとする。

(守秘義務)

第4条 両者は、本協定に基づく活動において相手方より知り得た情報については、適切に管理するとともに、相手方の承認を得ずに第三者に開示してはならない。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに、両者のいずれからも改廃の申し入れがない場合は、さらに1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

2 本協定の有効期間中であっても、両者が協議のうえ本協定書を改定することができる。

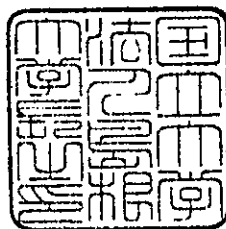
本協定締結の証として本書2通を作成し、両者署名捺印のうえ各自1通を保有する。

令和4年3月17日

国立大学法人島根大学

学長

服部泰直



国立大学法人滋賀大学

学長

位田隆

